

老発0326第5号  
平成26年3月26日

各 

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

### 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、「介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第82号)」が公布されたところであるが、この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 第1 改正の趣旨

平成26年度予算では、認知症初期集中支援チーム等の認知症施策やコーディネーターの配置等の生活支援サービスの基盤整備を推進するため、介護保険財源を用い市町村が実施する地域支援事業の任意事業に位置づける。

平成26年度は第5期事業計画期間の最終年度であり、既に地域支援事業の上限額まで事業を実施している市町村もあることから、円滑に事業を実施するため特例として上限を引き上げる必要があるため、所要の政令改正を行う。

##### 第2 改正の概要

平成26年度において認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村について、地域支援事業の額の特例を定めることと

する。具体的には、第3のとおり、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第37条の2第1項及び第3項を読み替えることとする。なお、「認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるもの」については、別途厚生労働省告示を発出予定である。

### 第3 改正の内容

平成26年度において介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第3号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村についての施行令第37条の13の規定の適用については、以下のとおりとする（下線部が平成26年度の特例として読み替える部分。）。

#### 介護保険法施行令

第37条の13 法第115条の45第4項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第20条に規定する介護給付等をいう。次項において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に100分の3を乗じて得た額に2500万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（法第115条の45に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第122条の2第1項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第3項において同じ。）については給付見込額に100分の2を乗じて得た額、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については給付見込額に100分の2を乗じて得た額に2500万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）とする。

2 （略）

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあつては、法第115条の45第4項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額が300万円に満たない市

町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は 2800 万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、法第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。）イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ （略）

ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に 100 分の 3 を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に 100 分の 2 を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に 100 分の 4 を乗じて得た額に 2500 万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に 100 分の 2 を乗じて得た額

(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に 100 分の 2 を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に 100 分の 4 を乗じて得た額に 2500 万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に 100 分の 3 を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

#### 第 4 施行期日

公布の日から施行する。

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(七七)
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令(七七)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七八)
- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七九)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(八〇)
- 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(八一)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令(八二)
- 平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令(八三)

### 〔府 令〕

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府一九)

### 〔省 令〕

- 総務省定員規則の一部を改正する省令(総務一八)
- 法務省定員規則の一部を改正する省令(法務四)
- 文部科学省定員規則の一部を改正する省令(文部科学一二)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(厚生労働二四)
- 経済産業省定員規則の一部を改正する省令(経済産業一三)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(国土交通二二)
- 気象庁組織規則の一部を改正する省令(同二三)
- 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(同二四)
- 国土地理院組織規則の一部を改正する省令(同二五)
- 地方整備局組織規則の一部を改正する省令(同二六)
- 北海道開発局組織規則の一部を改正する省令(同二七)
- 地方航空局組織規則の一部を改正する省令(同二八)
- 国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令(同二九)
- 国土交通省定員規則の一部を改正する省令(同三〇)
- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同三一)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境七)

### 〔告 示〕

- 東日本大震災により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令(同八)
- 高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画の全部を改正する件(厚生労働一〇八)
- 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件(同〇九)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同一一〇)
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同一一一)
- 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同一一二)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同一一三)
- 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件(同一一四)

- 公害健康被害の補償等に関する法律第二十六條第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件(環境四九)
- 公害健康被害の補償等に関する法律第三十一條第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件(同五〇)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

政令第七十八号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表の下欄中「三万五千七百円」を「三万五千四百円」に、「三万三千七百円」を「三万三千四百円」に、「二万四千八百円」を「二万四千六百円」に、「二万二千八百円」を「二万二千六百円」に改める。

第二十四条中「六十五万円」を「六十五万六千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十九万六千九百九十九円」を「五十八万三千元」に改める。

別表第五の下欄中「千六百二十三円九十四銭」を「千七百二十一円二十五銭」に、「千九十八円五十五銭」を「千六百四十四円三十八銭」に、「千三百二銭」を「千六十三円十三銭」に、「九百五十五円二十六銭」を「千二百五十銭」に、「七百六十六円四十五銭」を「七百五十九円三十八銭」に、「百六十四円四銭」を「百二十二円五十銭」に改める。

附則

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年三月以前の月の労務手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十五年以前以前の分の汚染負荷賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣 石原 伸晃  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第七十九号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七億三千八百万円」を「八億七千三百万円」に改める。

第二条中「六千三百九十六億三千三百五十五万五千円」を「七千六百四十四億三千三百二十九万四千円」に改める。

第三条中「千五百万円」を「千七百万円」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

国土交通大臣 太田 昭宏  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。附則第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣 石原 伸晃  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十一号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。第四十二条第一項中「二倍」を「一・七倍」に改める。

附則  
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十二号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一条を加える。

第十八条 平成二十六年度における地域支援事業の額に関する特例  
ある被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村については第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の三を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」とし、及び地域支援事業」とあるのは「については給付見込額に百分の二を乗じて得た額、地域支援事業」とし、それぞれ百分の二を乗じて得た額」とあるのは「給付見込額に百分の二を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」とし、同条第三項第一号中「三百万円」とあるのは「二千八百万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」とし、同項第二号中「百分の四を乗じて得た額」とあるのは「百分の四を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額」とする。

この政令は、公布の日から施行する。  
附則  
厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十六年三月二十六日

政令第八十三号

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令  
内閣は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。  
平成二十六年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、千分の一・五とする。

附則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

府

令

○内閣府令第十九号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第九十三条及び第九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令  
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)  
第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 第七章 特定会社の財務諸表(第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条)を「第七章 特定会社の財務諸表(第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条)」に改める。  
表提出会社の財務諸表(第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条)を「表提出会社の財務諸表(第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条)」に改める。  
財務諸表(第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条)を「財務諸表(第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条)」に改める。  
第一条第一項中「第二百二十七条第二項」を「第二百二十九条第二項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。  
第一条の二の見出し中「適用」を「特定会社」に改め、同条中「第七章」を「第八章」に改め、同条を第一条の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

(連結財務諸表を作成している会社の特例)  
第一条の二「連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社(第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。第七章において「特別財務諸表提出会社」という。)が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。  
第一条の三中「第八章」を「第九章」に改める。  
第八条第三十項中「平成十七年法律第八十六号」を削る。  
第八条の六に次の一項を加える。

4 前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第八条の二十三第四項中「(第四号及び第五号を除く。)」を削る。  
第八条の二十八に次の一項を加える。  
2 前項各号に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。  
第二十条に次の一項を加える。

3 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第二十四条中「百分の一」を「百分の五」に改める。  
第二十六条に次の一項を加える。  
2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第二十六条の二に次の一項を加える。

5 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第二十九条、第三十三条及び第三十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。  
第四十二条を削る。  
第四十二条の二に次の一項を加える。  
4 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第四十二条の二を第四十二条とする。  
第四十九条第一項、第五十条及び第五十三条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

4 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第四十二条の二を第四十二条とする。  
第四十九条第一項、第五十条及び第五十三条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

4 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。  
第四十二条の二を第四十二条とする。  
第四十九条第一項、第五十条及び第五十三条中「百分の一」を「百分の五」に改める。